

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興と商店会の活性化を図るため、武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）の空き店舗等に出店する中小企業者等に対し、商店会活性出店支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者

ウ 個人事業者（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業等の届出を行った者に限る。）

エ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び他の法令の規定により公益法人等とみなされる法人（財政援助出資団体を除き、その従業員の数が、アに掲げる中小企業者等と同程度のものに限る。）

(2) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第30項各号のいずれかに該当する創業を行おうとする、又は行った前号の者のうち、事業の開始又は法人の設立の日から5年を経過していない者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 産業競争力強化法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業の証明を市長から受けたものの

イ 武蔵野市が運営するむさしの創業・事業承継サポートネットの個別相談窓口で1回以上相談したことがあるもの

(3) 商店会 市内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合及び法人格を有しない商店会をいう。

(4) 空き店舗等 賃貸物件である店舗及び事務所をいう。ただし、住居を兼ねるものについては、住宅部分と店舗又は事務所部分が明確に区分できるものに限る。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内の空き店舗等を賃

借し、又は転借して事業を開始する中小企業者等であつて、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該空き店舗等が所在する地域の商店会又は武蔵野市中央地区商店連合会に加入すること。
ただし、当該地域に商店会又は武蔵野市中央地区商店連合会が組織されていない場合は、当該地域の近隣の商店会又は武蔵野商工会議所に入会すること。
- (2) 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- (3) 市内の別の店舗又は事務所で既に事業を行っている場合は、当該店舗又は事務所での事業も継続すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

- (1) 住民税を滞納している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、事業を営むにあたり、法令の規定に違反していると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業を営む者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 過去に支援金の支給を受けた者が、当該支給に係る事業を1年間継続することができなかった場合において、当該支給に係る空き店舗等と同一の空き店舗等を賃借して事業を開始する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者
(支援金の支給)

第4条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 支援金の支給は、支給対象者1人につき、事業開始時に1回及び事業開始時に支給を受けた場合に限り、事業開始後6か月経過時に1回に限り行うものとし、それぞれ同一年度に1回までとする。

(支給額)

第5条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、支給対象者が創業者の場合は、それぞれ30万円とする。

- (1) 事業開始時 20万円
- (2) 事業開始後6か月経過時 20万円

(支給の申請)

第6条 前条第1号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始時）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗等の賃貸借契約書又は転貸借契約書の写し
- (2) 店舗又は事務所の営業を開始したことが分かる書類の写し
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（法人が申請する場合に限る。）
- (4) 所得税法第229条に規定する開業等の届出書の写し（個人が創業者として申請する場合に限る。）
- (5) 事業実施計画書・商店会加入確認書（第2号様式）
- (6) 月別収支計画書（第3号様式）又は月別の収支計画が分かる書類
- (7) 住民税の納税証明書
- (8) 誓約書兼振込依頼書（第4号様式）及び通帳の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事業開始後6か月を経過して前条第2号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、武蔵野市商店会活性出店支援金支給申請書兼請求書（事業開始後6か月）（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、前項の規定による提出があった日の属する年度の翌年度の10月3日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業開始後6か月分の家賃の支払が確認できる書類の写し
- (2) 事業実施報告書・商店会加入確認書（第6号様式）
- (3) 月別収支報告書（第7号様式）又は月別の収支状況が分かる書類
- (4) 誓約書兼振込依頼書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、第1項各号又は前項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、その内容について審査し、当該審査の結果、その内容が適当であると認めたときは支援金の支給を決定

し、武蔵野市商店会活性出店支援金支給決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支給しないことを決定したときは、その理由を付して、武蔵野市商店会活性出店支援金不支給決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号）第3条の規定により、通知するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、速やかに申請者の指定する口座に支援金を振り込むものとする。

（支給決定の取消し等）

第8条 市長は、支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理保管）

第9条 支給決定を受けた者は、支援金の支給申請に係る書類及び事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類について、当該支援金の支給を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。